

◆ 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に係る国の基本指針の改正概要について

■ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

市町村における障害福祉計画及び障害児福祉計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して策定することとされています。

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定に際し、国では、社会保障審議会障害者部会で議論を経て、2023（令和 5）年 5 月 19 日に、「令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号」として基本指針を告示しました。

基本指針は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を定めるものです。直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が 2024（令和 6）～2026（令和 8）年度までの第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めています。

● 基本指針見直しの主な事項

基本指針の主な見直しは大きく 14 項目が示されています。見直し基本指針見直しの主な事項（抜粋）については、次の通りです。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体における障害者虐待への組織的な対応の徹底

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域福祉計画等との連携や、包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DB（データベース）の活用等による計画策定の推進
- ・より細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化

※厚生労働省社会保障審議会障害者部会（令和5年1月23日開催134回及び令和5年2月27日開催第135回）資料より抜粋

●成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

計画に組み入れる成果目標については、次の通りです。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値目標
ア 地域移行者数	令和4年度末時点における施設入所者数の6%以上
イ 福祉施設入所者数	令和4年度末時点から5%以上削減

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値目標
ア 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする
イ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）	令和8年度末における退院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点の退院率を84.5%以上、1年後時点の退院率を91.0%以上とする

③ 地域生活支援の充実

項目	数値目標
ア 地域生活支援拠点等の整備	令和八年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
イ 強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実【新規】	令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値目標
ア 福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和八年度中に、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする
イ 就労移行支援事業の移行実績	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする
ウ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】	該当する就労移行支援事業所を全体の5割以上とする
エ 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の1.41倍以上とする
オ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	就労定着率が七割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値目標
ア 児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一か所以上設置する
イ 障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
ウ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値目標
ア 基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）する
イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	数値目標
ア サービスの質向上のための体制構築	令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

※子ども家庭庁厚生労働省告示第1号（令和5年5月19日）から市町村該当部分を抜粋

●障がい福祉サービス等の見込み量について

計画において定めることが求められている障がい福祉サービス等の見込み量については次の通りです。

サービス等	見込み量の単位
地域生活支援	
居宅介護	利用者数、利用時間
重度訪問介護	利用者数、利用時間
同行援護	利用者数、利用時間
行動援護	利用者数、利用時間
重度障害者等包括支援	利用者数、利用単位数
生活介護	利用者数、利用日数
自立訓練（機能訓練）	利用者数、利用日数
自立訓練（生活訓練）	利用者数、利用日数
就労選択支援	利用者数、利用日数
就労移行支援	利用者数、利用日数
就労継続支援（A型）	利用者数、利用日数
就労継続支援（B型）	利用者数、利用日数
就労定着支援	利用者数
療養介護	利用者数
短期入所（福祉型、医療型）	利用者数、利用日数
自立生活援助	利用者数
共同生活援助	利用者数
施設入所支援	利用者数
地域生活支援拠点等	設置か所数、コーディネーターの配置人数、拠点等の機能の充実にに向けた検証及び検討の実施回数
相談支援	
計画相談支援	利用者数
地域移行支援	利用者数
地域定着支援	利用者数
障がい児支援	
児童発達支援	利用児童数、利用日数
放課後等デイサービス	利用児童数、利用日数

保育所等訪問支援	利用児童数、利用日数
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数、利用日数
障害児相談支援	利用児童数
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数
発達障がい者等に対する支援	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施	プログラムの受講者数（保護者）、プログラムの実施者数（支援者）
ペアレントメンター	人数
ピアサポートの活動	参加人数
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数、参加者数、目標及び評価の実施回数
精神障害者の地域移行支援	利用者数
精神障害者の地域定着支援	利用者数
精神障害者の共同生活援助	利用者数
精神障害者の自立生活援助	利用者数
相談支援体制の充実・強化のための取組	
基幹相談支援センターの設置	設置数
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 個別事例の支援内容の検証の実施回数、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
障害福祉サービスの質を向上させるための取組	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への市町村職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数